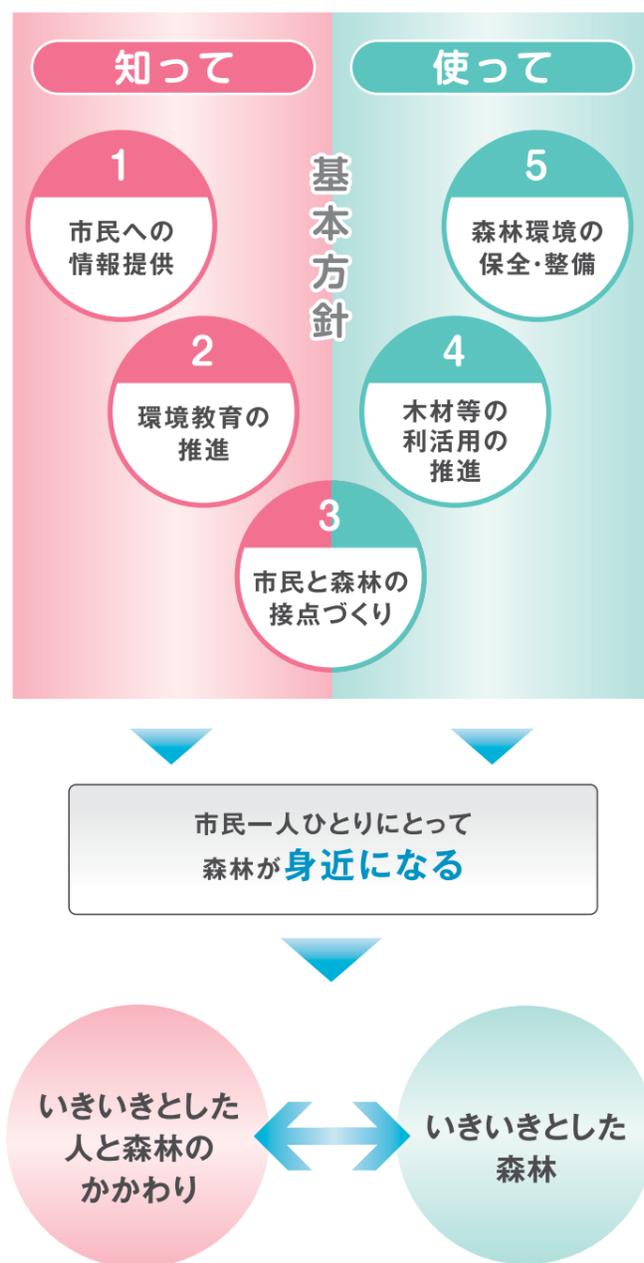


1. 基本方針

相模原市内の森林が、市民一人ひとりにとって、「知って、使って、身近になる。」ために、以下の5つを基本方針と定め、将来像の実現に向けて取り組めます(図表13)。

図表 13：基本方針



chapter.4

基本方針と基本施策

- 1. 基本方針
- 2. 基本施策の体系
- 3. 基本施策と主な取り組み項目

2. 基本施策の体系

図表13で示した「5つの基本方針」に基づき、以下のような基本施策に取り組めます(図表14)。

図表 14：基本方針と基本施策の体系

基本方針	基本施策	主な取り組み項目
① 市民への情報提供	① ホームページなど多様な媒体による情報発信の推進	森林づくり活動などの情報を提供するポータルサイトの開設・運営
	② イベントなどの開催による普及・啓発活動の推進	市民向け森林体験教室などの開催の促進 催し物などでの情報提供の推進
② 環境教育の推進	① 児童・生徒の環境教育の推進	森林をフィールドとした体験学習の推進 地域の自然や森林と人の暮らしなど、郷土に学ぶ活動の推進
	② 市民主体による環境教育の推進	市民が主体となって行う体験活動・交流活動の場としての森林の活用促進
	③ 「木育」の推進	材料としての木材の良さや、その利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動(木育)の推進
③ 市民と森林の接点づくり	① 市民が森林と触れ合う機会の創出	市有林等を活用した「市民の森」の整備の検討 都市のみどりの保全・再生の推進
	② 都市地域と森林地域をつなぐ交流の推進	里地と一体となった里山の保全・再生、活用の推進 地域資源や人材を活用した体験・交流型観光プログラムの開発の推進
	③ 多様な主体との協働による森林づくり体制の強化	市民や企業など多様な主体との協働による森林整備の推進 森林ボランティアやインストラクターの育成・支援の推進
④ 木材等の利活用の推進	① 木材の利用拡大	材質に応じた木材流通の最適化の促進 公共建築物への利用促進 地産地消の促進 木材の多様な利用のための技術・商品開発の促進
	② 木材の安定供給体制構築に向けた取り組み	効率的な木材生産システムの開発・導入促進 路網整備の推進 施業集約化の推進 林業の担い手育成 技術開発のためのモデル団地の設定
⑤ 森林環境の保全・整備	① 健全な森林の保全・育成	適切な森林管理の推進 森林所有者への意識啓発 森林の現況把握とモニタリングの推進
	② 市民生活を守る森林の保全・育成	鳥獣被害対策の推進 花粉症対策の推進 不法投棄対策の推進 残土処分地等の開発事業対策の推進

3. 基本施策と主な取り組み項目

図表14で示した基本施策毎の主な取り組み項目の内容は、以下に示すとおりです。

(1) 市民への情報提供

① ホームページなど多様な媒体による情報発信の推進

市内の森林や木材に関する情報、森林づくり活動などのイベント情報を提供するポータルサイトを立ち上げるなど、森林やボランティア活動などに関心のある市民等を対象とした情報提供に取り組みます。広報紙などによる情報提供も行い、市民全体への森林に対する関心の呼び起こしに取り組みます。

また、災害や危険箇所に加え、森林に入る際の注意点や必要な準備などの危機管理の情報や市内外の方々が森林に親しむために必要な情報の提供体制の整備についても検討します。

② イベントなどの開催による普及・啓発活動の推進

市民向けの森林講座や体験イベントの開催、催し物などでの情報提供の推進に取り組みます。

(2) 環境教育の推進

① 児童・生徒の環境教育の推進

森林をフィールドとした体験学習や林業体験、森林を活用した自然観察会など、子どもたちの体験学習の推進に取り組みます^{※6}。

地域の自然や森林とともに生きてきた人々の暮らし、文化などに触れ、郷土に学ぶ活動を推進します^{※7}。

市有林や財産区有林などの公有林を子供たちの身近な学びの場、遊びの場として活用することについて検討します。

② 市民主体による環境教育の推進

市民が主体となって各地で行う子どもや高齢者などを対象とした体験活動・交流活動の場として、森林を活用することを促進します^{※8}。

③ 「木育(もくいく)」の推進

平成18年9月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画では『市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ、「木育」ともいうべき木材利用に関する教育活動を推進する』と記載されており、木づかい運動の一環として、「木育」としての活動促進・普及が進んでいます。

NPO法人や木材関連業者など多様な主体が連携しながら、市内の森林から供給される木材のよさやその利用の意義を幅広く市民が学ぶことのできる活動を促進します。

※6 「教育振興計画」基本方針1、ならびに、「環境基本計画」基本施策6の記載事項を引用。
 ※7 「教育振興計画」基本方針12の記載事項を引用。
 ※8 「教育振興計画」基本方針7の記載事項を引用。

(3) 市民と森林の接点づくり

① 市民が森林と触れ合う機会の創出

森林と身近にふれあうことにより、一人ひとりの市民が森林を守り育てる意識を醸成するため、市有林や財産区有林など公有林等を活用した「市民の森」の整備について検討します。

「木もれびの森や相模川、横山丘陵の斜面緑地などのまとまりのあるみどりははじめ、市民緑地やふれあいの森」など、「人々に潤いとやすらぎを与え、都市の生態系にも影響を与える貴重なみどり」の保全・再生を推進します^{※9}。

具体的には、「市民緑地、ふれあいの森、保存樹林・樹木、緑地協定等の緑地保全制度の推進・充実」、「森づくりパートナーシップ推進事業等による市民協働の緑地の維持管理」に取り組みます^{※10}。

眺望スポットの整備、登山道の整備、森林セラピーロードの認定など、市民と森林の多様な接点の整備を検討します。

② 都市地域と森林地域をつなぐ交流の推進

里地と一体となった里山の保全・再生、活用を推進します。

市民や観光事業者との協働により森林資源や人材を活用した体験・交流型プログラムの開発を進めます^{※11}。

③ 多様な主体との協働による森林づくり体制の強化

水源地域の住民と都市地域の住民との協働による水源林づくりや交流・体験事業等、市民や企業など多様な主体との協働による森林づくりを推進します^{※12}。

森林ボランティアやインストラクターの育成・支援に取り組みます^{※13}。

近年、地球環境問題などに対する意識の高まりなどを背景に、企業の社会貢献・環境貢献活動としての企業による森林づくり活動が全国で広がりを見せています。神奈川県による「森林再生パートナー制度(2009年4月～)」などとも連携し、企業参加による森林づくりを進めます。



小松・城北地区の里山

※9 「環境基本計画」基本施策10の記載事項を引用。
 ※10 「環境基本計画」基本施策10の記載事項を引用。
 ※11 「観光振興計画」基本方針1の記載事項を引用。
 ※12 「環境基本計画」基本施策6の記載事項を引用。
 ※13 「環境基本計画」基本施策7、基本施策10の記載事項を引用。

(4) 木材等の利活用の推進**①木材の利用拡大**

循環的な人工林利用を持続的に促進するためには、安定供給された木材がそれぞれの材質や量に応じて、加工・流通されることにより、山側へ木材を育成・生産したことに対する適正な対価が還元されることが必要です。

市内には、規模は小さいものの技術力の高い製材工場があり、また、近年、人工乾燥設備を持つ中・大規模製材工場の進出や周辺地域における木材流通拠点の設置の検討などが進んでいます。

今後は、同じ相模川上流域にあたる山梨県等とも連携し、最適な木材流通体制等の整備促進や大きな住宅需要があるなどの相模原市の特徴を活かした施策に取り組めます。

1) 材質に応じた木材流通の最適化の促進

供給側、需要側双方への情報提供などにより、供給された木材の質や量に応じた最適な需要との結びつき等を促します。

2) 公共建築物への利用促進

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月に施行され、低層の公共建築物の木造化を図ることが示されています。本市においても、国・県の動向を踏まえて方針等の策定を検討するとともに、今後も公共建築物への木材利用を推進します。



津久井産木材の公共建築物への使用例(青根小学校)

3) 地産地消の促進

地域の木でつくる家づくりや家具づくり、津久井産木材のブランド化など、木材の利用拡大に係る民間事業者の取り組みを促進します。

4) 木材の多様な利用のための技術・商品開発の促進

カーボン・オフセット※14は、低炭素社会へと転換する上で重要な手法の一つであることから、市民・事業者と連携し、市独自の市民・事業者参加システムを構築し、有効活用に取り組めます※15。

紙の原料となるパルプ、燃料となるペレットやバイオエタノールへの利用など、他産業との連携についても視野に入れ、地場産木材の多様な利用のための技術・商品開発等の検討を積極的に推進します。

※14 カーボン・オフセットとは、日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。(出典:環境省HP: http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html)

※15 「環境基本計画」基本施策1の記載事項を引用。

②木材の安定供給体制構築に向けた取組み(木材の搬出促進と効率的な木材生産作業システム・路網整備の推進)

現状では、林道等の道のすぐ横の森林でも間伐された木材が搬出・利用されず、そのまま放置されている状況が多く見られることから、短期的には既存の林道等の道脇の木材の搬出促進に重点的に取り組み、次いで長期的な視点から新たな路網の整備を進め木材供給量の増加と安定に取り組めます。

木材の搬出が進まない理由として、神奈川県内では間伐材の搬出等に対する各種の補助制度があるものの、制度を活用しても森林所有者の自己負担が発生することなどが挙げられます。そこで、既存制度の周知徹底を図るとともに、木材生産コストの低減に取り組むことが必要であると考えられます。なお、農林水産省が平成21年12月に策定した「森林・林業再生プラン」では、10年後の木材自給率50%を目標として国内の林業の生産効率向上に向けた各種施策に取り組むことを掲げています。そこで、これらの国や県の施策と連携しつつ、市として以下の施策に取り組むものとします。

1) 効率的な木材生産作業システムの開発・導入促進

津久井地域では急峻な地形が多いなど特有の地形条件があることから、市内の森林の条件を踏まえた最適な木材生産作業システム(架線系の高性能林業機械など)の開発・導入を促進します。

2) 路網整備の推進

木材生産作業システムと路網整備は一体となって木材生産の効率性を高めるものであることから、木材生産作業システムに応じた路網(配置、規格など)の整備に取り組めます。

既設の市営林道等木材生産や森林管理に必要な道路については、地域関係者との連携を図りつつ、適切な維持・管理に努めます。

3) 施業集約化の推進

木材生産コストを低減するためには、木材生産作業システムと路網整備に加え、集約化による施業の効率化が重要になります。森林組合等と協力しながら、境界の明確化や森林所有者の合意形成など集約化の推進に取り組めます。

4) 林業の担い手育成

今後、「森林・林業再生プラン」を推進するために、国による人材育成制度の拡充が予想されます。また、神奈川県では、森林整備の担い手育成を目的に、新しく森林整備などの仕事に従事したい人や既に就業している人を対象に、それぞれのレベルに応じて知識・技術の習得をサポートする「かながわ森林塾」が実施されています。これらの国や県による人材育成研修等への市内事業者の積極的な参加を促します。

5) 技術開発のためのモデル団地の設定

地形・地理条件に適合した木材生産作業システムの導入や路網の整備を推進するためには、技術開発や市内事業者等の技術向上が必要です。

木材生産作業システムの開発の試行や技術者・技能者の技術向上のための研修フィールド等としての利用を目的としたモデル団地等の設定を検討します。モデル団地の対象地としては、市有林や財産区有林などの公有林の活用を検討します。

(5) 森林環境の保全・整備

① 健全な森林の保全・育成

木材の利活用を推進し、その結果として理想的な森林の姿を導くためには、森林管理の方向性を明確にし、それに基づいて実行することが重要です。

1) 適切な森林管理の推進

森林所有者や森林組合などの事業者と協力して、人工林および里山林(天然林)の適切な森林管理の推進に取り組みます。特に、水源地域の森林整備については、神奈川県「水源の森づくり事業」と連携して進めるものとします。対象となる森林管理の区分や、各区分に対する基本的な管理の方針を以下に示します(図表15)。

図表 15：森林管理の区分とそれぞれの森林管理の基本的な考え方

区分	名称	森林管理の方向性等
都市地域	都市の森林	<ul style="list-style-type: none"> 概ね市街地にある人工林・天然林(水源の森林エリア外)を対象とします。 市民が日常的に接することができる森林として、安全性に配慮した森林を整備します。
里山地域	里山の森林	<ul style="list-style-type: none"> 概ね里地里山地域の指定を受けた人工林・天然林を対象とします。 人工林は、適正な間伐等を実施し、里山活用の目的に応じて、資源の循環的利用や針広混交林、巨木林などへ誘導します。 天然林は、適正な間伐等の手入れを行い、恵み豊かな広葉樹林へ誘導します。
山地地域	生産の森林	<ul style="list-style-type: none"> 概ね林道に近く木材等の搬出がしやすい条件にある人工林と天然林を対象とします。 林内に光がしっかり届き、下層の植生が十分に発達するよう適正な間伐等を実施し、植林等による循環的な資源利用を行います。
	共存の森林	<ul style="list-style-type: none"> 概ね地形が急峻で林道から遠く木材等の搬出がしにくい人工林と天然林を対象とします。 人工林は、適正な間伐等を行い、自然に落ちた種子による発芽等を活かし、針広混交林へ誘導します(必要に応じて植栽などの更新補助作業を行います)。 薪炭林等として利用されなくなり高齢化が進んでいる天然林は、間伐等を行い、自然に落ちた広葉樹等の種子や根株の芽の発芽を活用して、多様な樹種や階層を持つ森林へと誘導します(必要に応じて植栽などの更新補助作業を行います)。 実のなる樹種の保全など、多様な生きものの生息・生育環境に配慮するとともに、人家や農地等と接する森林は、下刈りの実施などにより見通しのよい状態を保つなど、鳥獣が集落へ侵入しにくい環境を整備します。
奥山地域	奥山の森林	<ul style="list-style-type: none"> 概ね標高が高く地形が急峻な人工林・天然林を対象とします。 針葉樹を植栽したものの生育の良くない不適地や手入れ不足の人工林は、適切な間伐等を行い、自然に落ちた広葉樹の種子や根株の芽の発芽を活用して、針広混交林や巨木林へ誘導します(必要に応じて植栽などの更新補助作業を行います)。 下層植生や低木が失われている天然林は、間伐等必要最低限の手入れを行い、自然に落ちた種子や根株からの芽の発芽等による植生の回復を図り、多様な樹種や階層を持った自然林へと誘導します(必要に応じて植栽などの更新補助作業を行います)。

2) 森林所有者への意識啓発

森林所有者は所有山林について、継続的に適切な森林管理を行うことが求められます。既存制度の周知や集約化の徹底を図り、森林所有者への意識の啓発を通じて、森林管理に対する理解の促進に取り組みます。

3) 森林の現況把握とモニタリングの推進

森林に関する情報の整備は、適切な森林整備を進めていくうえで基礎となるものです。地理情報システムを活用して、森林、林道等の情報について、県との連携を図りつつ、データベースの構築を進めます。

森林内に生育する多様な生物やその生息環境を保全していくため、市民との協働による生物の生態調査や生息分布のデータベース化などに取り組みます※16。

② 市民生活を守る森林の保全・育成

1) 鳥獣被害対策の推進※17

広域獣害防止柵の整備など被害対策が進捗した近年になっても、鳥獣被害は未だに広く存在しています。従来の鳥獣被害対策だけでは根本的な解決は困難と考えられるため、県や近隣自治体、地域住民と連携して新たな対策の実施を推進します。

また、生態系に配慮した森林・里山の保全・再生を進めることにより、野生生物やヤマビルなどによる農業被害、生活被害の軽減に取り組みます。具体的には、神奈川県「丹沢大山自然再生事業」との連携や「有害鳥獣駆除等対策事業」に取り組みます。

2) 花粉症対策の推進

花粉症対策は花粉の飛散範囲が広域に及ぶことから、周辺自治体と連携して取り組むことが必要です。

政令指定都市となった平成22年度から、本市も九都県市による「花粉症発生源対策連絡会」に参加しています。九都県市(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)との共同により、発生源対策等(少花粉・無花粉スギへの植え替え、スギ林の混交林化など)に今後も積極的に取り組みます。

3) 不法投棄対策の推進

森林への不法投棄は、自然環境や生態系にさまざまな影響を与えることが予想されます。また、不法投棄されるものによっては、その土地の土壌や水源を汚染し近隣住民に健康被害が及ぶこともあります。

道路沿いの森林は除伐などを行い見通しのよい環境とするとともに、ボランティアによる監視や積極的なパトロールの実施、多発地への監視カメラの設置などの対策を今後さらに進め、不法投棄の防止対策に取り組みます※18。

4) 残土処分地等の開発事業対策の推進

自然環境や生態系にさまざまな影響を与えることが予想される開発事業について、積極的な環境配慮を推進するための手法を構築していく必要があります※19。

残土処分場等の建設されやすい林道に比較的近い森林は、木材等を生産しやすい立地環境にあり、潜在的な経済価値を持つ森林である場合もあります。このような森林に対する適正な整備の推進により、森林所有者の意識啓発に努め、森林環境の保全に取り組みます。

※16 「環境基本計画」基本施策5、および、「水とみどりの基本計画」基本目標1の記載事項を引用。
 ※17 「環境基本計画」基本施策5の記載事項を引用。
 ※18 「環境基本計画」基本施策5の記載事項を引用。
 ※19 「環境基本計画」基本施策5の記載事項を引用。

1.各主体に求められる期待・役割

「さがみはら森林ビジョン」の実現に向けた取組を進めるためには、市、市民、NPO・森林ボランティア、教育機関、企業、木材産業・住宅施工業者、森林組合・林業事業者、森林所有者等のあらゆる関係者が、それぞれの立場に応じて連携し、施策の実施のために協力していくことが大切です。多様な主体がビジョンを推進するイメージを以下に示します（図表16）。

図表 16：連携と協力によるビジョンの推進イメージ



上記の図に示した各主体には次のような役割が期待されます。

(1) 市民

市民一人ひとりが森林に関心を持ち、森林の仕組みや地域における森林の役割について理解を深め、レクリエーションなどを通じて森林との関わりを持つことが期待されます。また、地場産の木材を積極的に利用することにより、市民は地域の森林環境の保全に寄与することができます。

(2) NPO・森林ボランティア

NPO・森林ボランティアは、森林の利活用や森林づくりについて、市と協働しつつ自主的に関わりを持ち活動を行うことができます。活動を通じて、森林に関する興味関心や知識を広く市民に伝え、市民の森林や木材についての学びやふれあいを推進する役割を担うことが期待されます。

(3) 教育機関

次世代を担う児童や生徒が森林への関心や理解を高めることは、今後、相模原市内の森林を守り育てていく上で不可欠な要素です。教育機関は、児童や生徒が森林や木材の大切さを体感できるように、森林組合・林業事業者等と協力し環境教育に取り組むことが期待されます。

また、大学は、学生等によるボランティア活動を推進するとともに、森林・林業関係者や行政と連携し、学術的な知見の蓄積・提供等に取り組むことが期待されます。

(4) 企業

相模原市内に事業所を置く企業もまた、相模原市の市民の一員です。企業としての特色を発揮しつつ、市民の一員として市内の森林づくりへの参加や支援に取り組むことが期待されます。

(5) 木材産業・住宅施工業者

木材産業・住宅施工業者は、相模原市民と地域の森林・林業を目に見えるモノでつなぐことができる存在です。木材や住宅に関する相模原市民のニーズに関心を持ち、津久井産木材を適材適所で利活用していくことが期待されます。

(6) 森林組合・林業事業者

森林組合や林業事業者は林業のプロフェッショナルです。森林境界の明確化、森林施業の提案、団地化や長期施業受委託など、森林所有者に対し効果的なサービスを提供することが期待されます。林業のプロフェッショナルによる働きかけは、森林所有者の意欲を喚起し、適切な森林管理の促進を後押しすることにつながります。

(7) 森林所有者

地域の森林は所有者個人の財産であると同時に、地域にとってかけがえのない存在です。森林所有者には、自らの所有する森林が公益的な機能を持つことを理解し、市の施策の推進に協力することが期待されます。所有する森林を適切に管理することで地域の環境保全を推進することができます。

(8) 相模原市

市は、「さがみはら森林ビジョン」に示す施策の推進とための推進体制の整備に取り組みます。

また、国や県などのそのほか公共団体等に対して、必要な理解や協力を求め、施策の推進に取り組みます。

2.ビジョンの進行管理

本ビジョンの推進にあたっては、委員会等の第三者機関を設置し、施策の実施状況の進行管理を行い、着実な推進を図ります。また、進行管理の結果については、広く市民に向けて公開します。

ビジョン推進のために

- 1.各主体に求められる期待・役割
- 2.ビジョンの進行管理

1. 森林のはたらき

(1) 市民の生活を支える森林のはたらき

森林は、私たちの生活にさまざまな「豊かさ」をもたらしてくれています。例えば、住宅や燃料、紙等の材料は、私たちが森林を直接利用することで受けられる恵みです。また、洪水や土砂災害から私たちを守り、おいしい水を安定して提供するはたらきがあります。さらには、私たちのやすらぎ・休養の場所となるとともに、多くの生きものたちのすみかともなっています(図表1)。

森林が提供してくれているこれらの「豊かさ」を将来にわたって享受し続けていくためには、森林を適切に整備・管理していくことが必要です。

図表 1：森林のはたらき

水源かん養機能

● 洪水緩和

森林の土壌は表面に落葉があり、中はスポンジのように隙間の多い構造になっています。このような構造により、雨水がゆっくりと時間をかけて土壌中を移動し、河川などに流出するので、大雨の際にも河川の急激な増水が抑えられ、洪水などの水害が起これにくくなります。森林が持つ保水力は、草地の約2倍、裸地の約3倍あるといわれています。



● 水質浄化

雨水は森林の土壌を通過する中でろ過されます。また、さらに岩からミネラル分が溶け出すことで、カリウムやカルシウム、マグネシウムを含んだおいしい水となります。

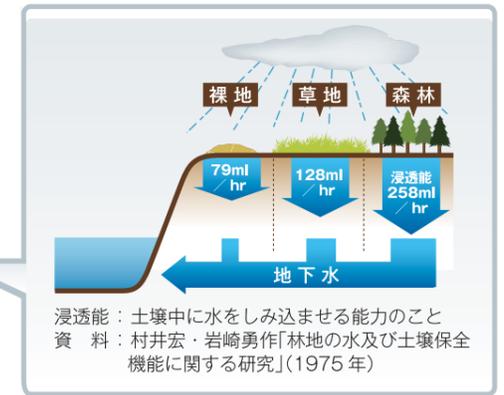
土砂災害防止機能／土壌保全機能

● 土砂崩れ・流出防止

森林では、樹木の根が地中深くに伸びて土壌と岩盤を固定するため、山崩れや土砂の流出が抑えられています。生長にともなう、樹木の土砂の崩壊を防止するはたらきは強くなります。森林からの土砂の流出量は、裸地の150分の1といわれています。

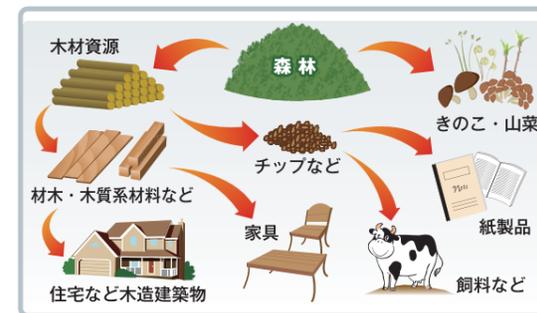
● 表面侵食防止

森林の中に背の低い植物や落葉等があることで、雨が地表面へ与える衝撃をやわらげ、土壌の侵食や流出を防止することができます。



林産物の供給

森林は、木材や燃料、紙の原料、きのこや山菜など、日常生活に欠かせない資源を供給する場となっています。その他、森林資源は肥料や飼料として利用されているほか、緑化用材料や工芸用材料としても利用されています。



生物多様性の保全

森林は高さの異なる樹木、背の低い草、落葉など多様な環境があることで、多種多様な生物のすみかを提供しています。国内では約200種の鳥類、約2万種の昆虫類をはじめとする野生動植物の生息・生育の場となっています。また、森林内に生息する生物だけでなく、周辺の河川や山岳の生態系とも深い関わりをもっています。



保健・レクリエーション

● 療養・保養

森林は、色、におい、音などを通じ、私たちにさまざまな癒しの効果を与えてくれます。また、樹木から放出される揮発性物質による健康増進の効果も認められており、森林の持つ健康と癒しの効果には注目が集まっています。

● レクリエーション

山岳や湖沼、河川などと一体となって美しい景観を作り出し、さまざまなレジャーやスポーツの場となっています。



資料編

1. 森林のはたらき
2. 相模原市の森林の利用
3. 相模原市の森林を守る人たち
4. 相模原市の森林に期待される役割
5. 国や県の取り組み
6. ビジョン策定の経緯

(2) 地球にやさしい森林のはたらき

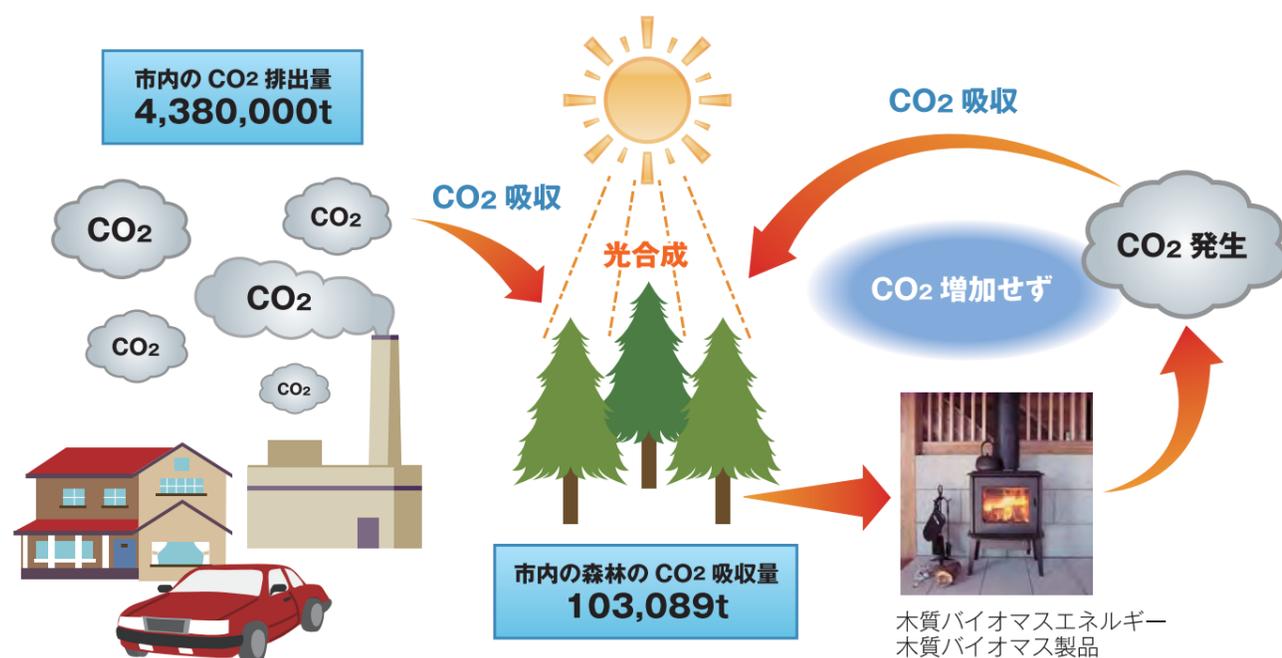
森林は、地球温暖化対策において重要な役割を果たします。樹木は地球温暖化の原因とされている二酸化炭素(CO₂)を吸収し、有機物に変えて幹や枝などに蓄える機能を持っています(図表2)。例えば、スギ人工林(80年生)は1haあたり約170tもの炭素(C)を貯蔵しており、スギ1本あたり年間約3.8kgの二酸化炭素(CO₂)を吸収しています(人間一人が1年間に呼吸により排出する二酸化炭素(CO₂)は約320kg)。

相模原市で考えてみると、市内の二酸化炭素(CO₂)排出量は年間で4,380,000t(平成18年度データ。平成20年度基準値)ですが、市内の森林の二酸化炭素(CO₂)吸収量は103,089t(平成20年度森林簿より試算)となります。これは、相模原市においては、森林が全発生量の2.4%を吸収している計算になります。

石油はもともと地下に埋蔵されている資源なので、石油を燃焼させると地中で蓄えられていた二酸化炭素(CO₂)が空気中に放出されることになり、空気中の二酸化炭素(CO₂)濃度の上昇につながります。一方、樹木の燃焼は空気中の二酸化炭素(CO₂)濃度の上昇につながりません。なぜなら、樹木はもともと空気中に存在する二酸化炭素(CO₂)を吸収して、自らの内部に蓄えているからです。そのため、樹木は地球にやさしいエネルギー資源ということが出来ます。

ただし、植物が二酸化炭素(CO₂)を吸収するスピードは、生長と共に徐々に低下していきます。そのため森林の二酸化炭素(CO₂)吸収能力をより効果的に発揮させるためには、適当な時期に樹木を伐採して利用し跡地には新しく森林を育てるといように、木材利用と森林整備を一体的に推進することが、重要となります。

図表 2：地球にやさしい森林のはたらきのイメージ



2. 相模原市の森林の利用

(1) かつての森林の利用

江戸時代、幕府の置かれた江戸には人口が集中し、大消費地として発展しました。建築用材や燃料としての薪炭の需要は非常に大きく、江戸に近い相模原はそれらの林産物の重要な供給源のひとつとなりました。

特に、相模川上流地域にある津久井地域では、相模川や支流の道志川、秋山川等の水運を活用できることから、林産物の生産が盛んに行われました。主な林産物は木材(建築用材のスギ、マツ等)と薪炭でした。また、山には多くの野生生物が生息していたため、狩猟も盛んに行われ、猟師は「鉄砲打ち」と呼ばれていました。相模川上流で生産された木材は筏流し等によって、また薪炭は船によって平塚まで運ばれました。相模川の水運は、道路網が整備された昭和初期まで利用されました。

山間部である津久井地域では、このような林産物は長らく重要な収入源となっていました。特に製炭は農業の余業として主要な産業でしたが、昭和30年代の燃料革命を契機に薪炭への需要が激減したことにより、次第に廃れていきました。現在、津久井地域の集落周辺に見られる里山林の多くは、かつて薪炭林として利用されていたものの燃料革命後に利用されなくなった森林です。

(2) 現在の森林の利用(流域ごとの利用状況)

① 相模川上流域

神奈川県「水源の森林づくり事業」が行われているほか、市民やNPO、森林ボランティアなどによる水源林やホタルの保護、再生活動、さらには、地場産の農産物や木材の活用などの自然環境の保全・活用に向けたさまざまな取組が進められています。また、大規模公園やハイキングコースなどの観光資源の整備に伴い、観光による地域振興の取組や美化活動など市民主体の取組が進められています。

② 相模川下流域

相模川河岸段丘や横山丘陵緑地などでは、多自然川づくりや散策路の整備などが進み、市民協働による河川清掃活動やホタルの保護などの取組も行われています。相模川の沿岸は、多くの市民の健康づくりや憩いの場となり、河川美化活動も行われ、沿岸施設や川辺は、水生生物と直接ふれあえる場として、子どもたちの環境学習の場ともなっています。

③ 道志川等流域

道志川沿岸の親水空間では、河川環境保護団体によるアユの放流や河川美化活動などが行われています。丹沢山地は、登山やハイキングを楽しむ人々も多く、宮ヶ瀬湖周辺は、豊かな自然を活かした観光やレクリエーションの場としても多くの人々に親しまれています。



宮ヶ瀬湖周辺の自然

④境川流域

境川流域では、地域の住民を中心とした里山の保全活動や、里山の歴史や文化、自然環境を活かしたさまざまな取組があり、里山の原風景が残されています。

一方、市街地部では、まとまりのあるみどりは、境川沿いの斜面林や「木もれびの森」、市民緑地などが中心です。これらのみどりは、市民の憩いの場として活用され、地域住民や市民団体などによる自然環境の保全・再生や美化活動、生態系調査、自然観察などの取組も積極的に行われています。



木もれびの森

(3) 環境教育による森林利用

①市を中心とした環境教育

本市では小中学生を中心とした環境学習の拠点となる「相模川自然の村 野外体験教室(相模川ビレッジ若あゆ)」において、ハイキング、カヌー、畑作体験を実施していました。加えて、平成22年3月に廃校になっていた旧藤野町の沢井小学校を改修し、「ふるさと自然体験教室(ふじの体験の森 やませみ)」が整備され、森林資源を活用した木工教室や、炭焼き教室、間伐体験など、森林をフィールドとしたプログラムが実施されています。

また、津久井生涯学習センターで実施している「グリーンカレッジつくい事業」では津久井の自然を活かしたさまざまな講座が実施されています。

②市民活動団体を中心とした環境教育

市内には環境活動を行うNPO法人や任意団体が多くあり、津久井地域の森林を利用したきのこ栽培体験、森林整備・間伐体験・木工体験などの森林をフィールドとしたプログラムを実施している団体も多くあります。

(4) 市民の森林利用(市民アンケート調査の結果から)

①市民アンケート調査の主な回答結果(森林の利用関連)

相模原市の森林・林業に対する市民の意識や活動状況などを把握することを目的に、以下の2種類のアンケート調査を実施しました。アンケート調査結果のうち、森林の利用に関連する主な回答結果は以下のとおりです。

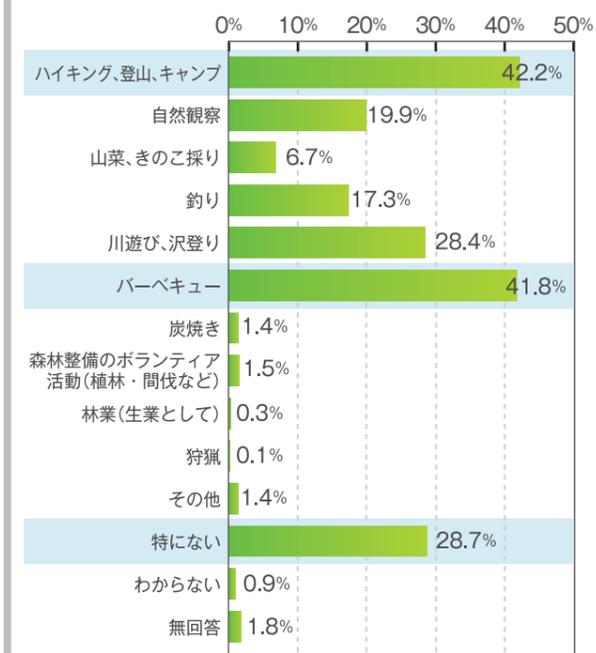
1) 平成22年度 市政に関する世論調査※20

(a) 相模原市内の森林や山間部での活動経験

(該当するものはいくつでも)

相模原市内の森林や山間部での活動経験については、「ハイキング、登山、キャンプ(42.2%)」が最も多く、次いで「バーベキュー(41.8%)」「特にない(28.7%)」の順となりました。

Q. 相模原市内の森林や山間部での活動経験 [MA](N=1,619)



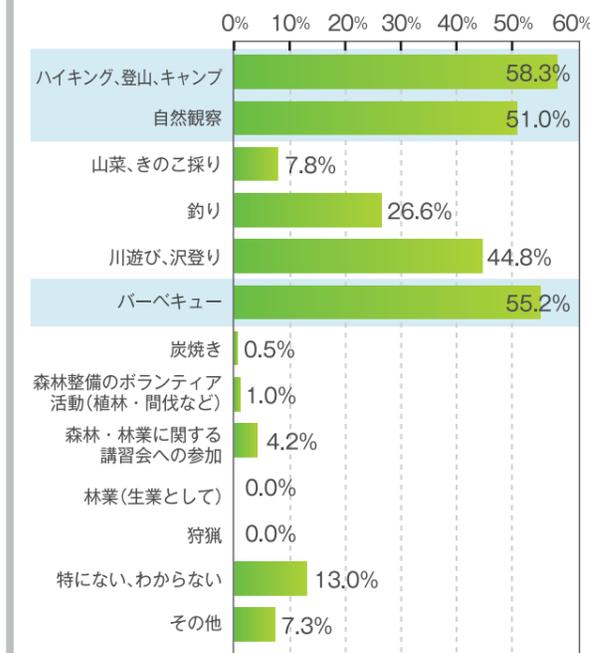
2) 平成22年度 市政モニターアンケート※21

(b) 相模原市内の森林や山間部での活動経験

(該当するものはいくつでも)

相模原市内の森林や山間部での活動経験については、「ハイキング、登山、キャンプ(58.3%)」が最も多く、次いで「バーベキュー(55.2%)」「自然観察(51.0%)」の順となりました。

Q. あなたは、相模原市内の森林や山間部でどのような活動をしたことがありますか。 [MA](N=192)



※20 実施方法:相模原市在住の20歳以上の男女個人3,000人(住民基本台帳及び外国人登録原票からの等間隔系統抽出)に対し、平成22年5月~6月にかけて、郵送で調査票を送付(はがき督促を1回)。計1,619名から調査票を回収(回収率:54%)

※21 実施方法:市政モニター(計200名)に対し、平成22年6月23日~7月7日にかけて、Eメールや郵送で調査票を送付。計192名から調査票を回収(回収率:96%)。

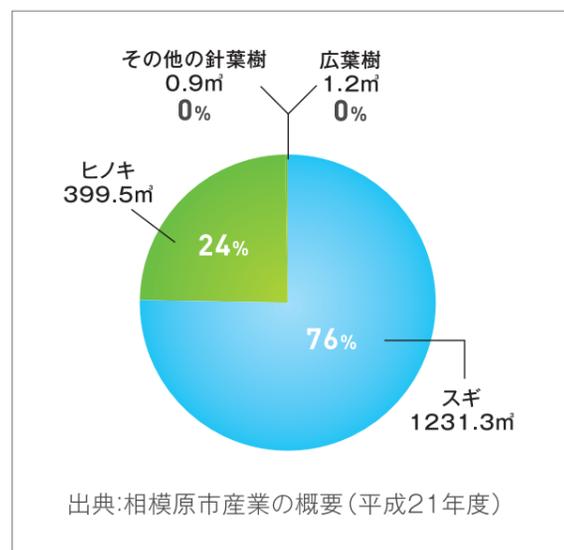
(5) 林産物の利用状況

① 木材資源の利用

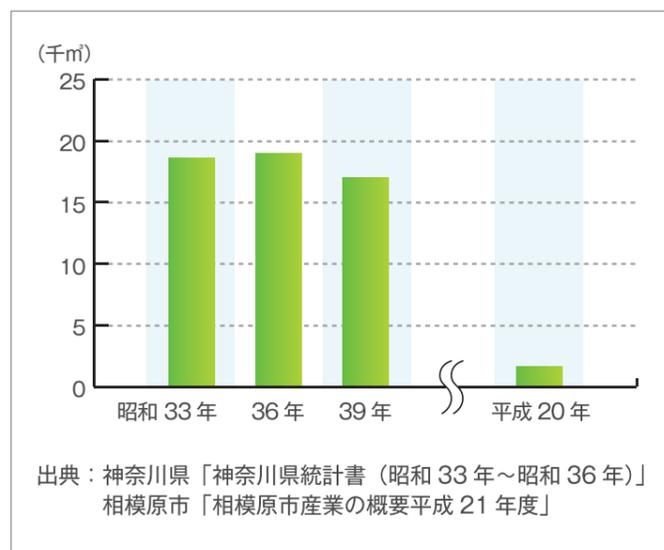
平成20年度の統計によれば、相模原市の森林で間伐された木材のうち、運びだされ利用された木材は、1,633m³で、そのうち、約76%がスギ、約24%がヒノキとなっています(図表3)。約18,000m³も利用されていた昭和30年代に比較すると、約10%程度しか利用されていないといえます(図表4)。

相模原市の森林から運び出された木材の多くは、神奈川県森林組合連合会林業センター(秦野市)や甲斐東部材原木市場(山梨県大月市)などの木材市場に出荷され、製材工場などで加工され、利用されています。しかし、相模原市の森林で間伐された木材のうち、利用されている木材の量はおよそ10%にしか過ぎないと推計されており、間伐された木材の利活用が今後の大きな課題です。

図表 3：相模原市における素材生産量(2008年)



図表 4：相模原市内の素材生産量の変化

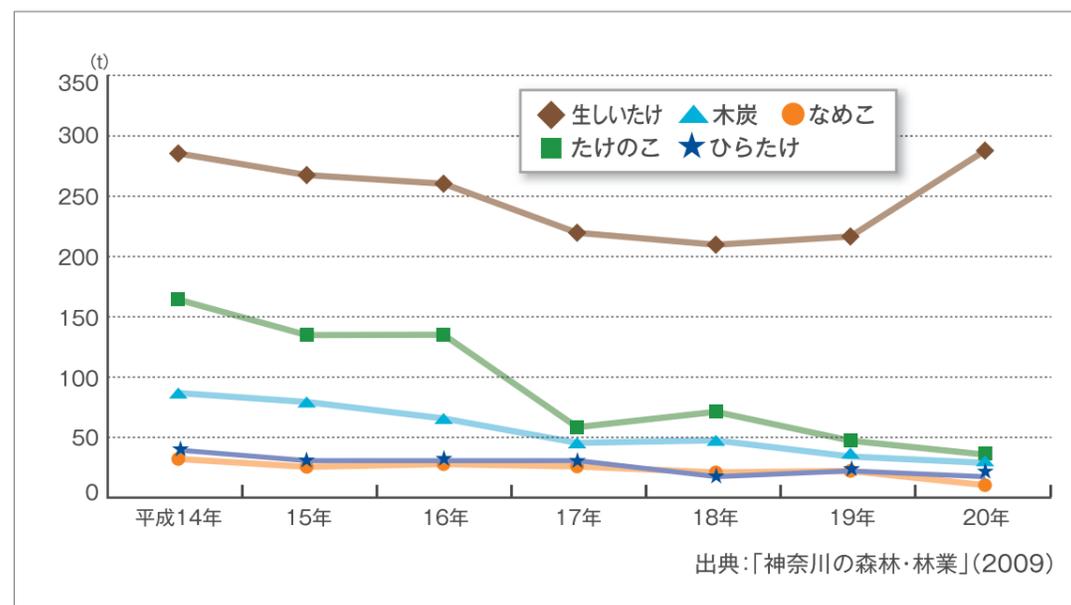


② 木材以外の資源の利用

木材以外の特用林産物^{※22}の生産について、神奈川県全体の推移をみると、きのこ類、木炭ともに全体に減少傾向にあります。生しいたけについては2007年以降増加傾向を示しています(図表5)。

相模原市の特用林産物の生産では、生しいたけが約24tと最も多く、木炭、薪などの木質バイオマスとしての利用は現状ではごくわずかな量しか利用されていません(図表6)。

図表 5：神奈川県の特用林産物生産



図表 6：相模原市の特用林産物生産量

2008年	生しいたけ (t)	干しいたけ (t)	くり (t)	木炭 (t)	蒔 (積層m)
	23.8	0.3	1.0	2.4	800.0

出典:相模原市産業の概要(平成21年度)



津久井地域の製材工場



津久井産木材の製材の様子

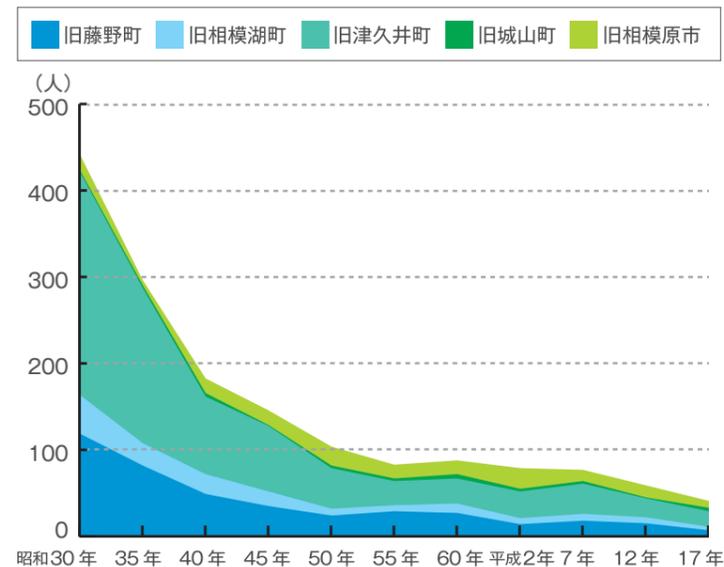
※22 特用林産物:森林から生産されるもののうち、建築用材以外のものすべてを指す。具体的には、きのこ類、樹実類、山菜類、漆や木ろう等の伝統的工芸品原材料、竹材、桐材、木炭等。

3. 相模原市の森林を守る人たち

相模原市内の林業就業者は、昭和30年には442人いましたが、燃料革命が進んだ昭和30年代に大きく減少し、昭和40年には182人と約40%に減少しました。平成17年では40人と昭和30年当時の10%以下にまで減少しています(図表7)。

高度経済成長期以降、首都圏近郊である本市では、工業地帯の開発によって市内への企業誘致が進んだほか、交通網の発達により首都圏へのアクセスが良くなったことなどにより、市内を含む首都圏の企業に通勤する人々の住宅地として発展してきました。そのため、林業就業者数の減少の原因は、他の林業地域に見られるような人口流出によるものではなく、他産業へのシフトによるものと考えられます。今後、相模原市の林業の担い手問題を考える際には、この点に留意することが重要です。

図表 7：相模原市内の林業就業者数の推移



出典：総務省「国勢調査（昭和30年～平成17年）」

4. 相模原市の森林に期待される役割

(1) 期待される役割

多くの湖とダムを抱える神奈川県の水源地域に位置する相模原市の森林には、水源を守り豊かな水を育む役割が第一に期待されています。森林が豊かな水を育むためには、人工林・天然林ともに健全な状態に保たれていなければなりません。人工林では間伐が適度に行われ、森林の中が明るく根元の部分にさまざまな種類の低木や草木が生えている状態にすることが必要です。森林の中にさまざまな植物が生えることで、微生物などの活動も活発となり、ふかふかとした土壌が形成され、降った雨水を蓄えゆっくりと川へ流していくことができます。天然林についても、いろいろな種類の樹木が生え、森林の中に適度に光が入り込んでいれば、いろいろな植物や微生物が生息し、スポンジのような土壌が形成される理想的な状態となります。

次に、木材を供給する役割が期待されます。相模原市の森林の約半分は、第2次世界大戦後に人工的に植栽されたスギやヒノキの人工林ですが、植えられてから40～50年を経過した森林が多く、資源として利用する時期に差しかかっています。これらの森林は、柱などの建築用材として利用することを目的に植えられましたが、今後は貴重な資源として、さまざまな形で有効に活用していくことが重要です。また、木材は再生産可能な資源であるとともに、燃やしても空気中の二酸化炭素を増加させないことから、木材をふんだんに利用することは循環型社会の構築に貢献するものとして、今後さらに重要性を増すものと考えられます。

最後に、多くの人々に愛され親しまれる森林であることが期待されます。相模原市の森林は東京都と接するなど、首都圏の各地から比較的アクセスしやすい場所にあります。標高の高い森林は丹沢山地につらなる希少な自然が保全され、津久井湖や相模湖などの湖周辺の森林では水辺と緑が接する美しい空間が形成されるなど、市民をはじめとする多くの人たちが森林と触れ合う機会や場を提供していくことが求められます。

(2) 市民が期待する役割(市民アンケート調査の結果から) ※23

①市民アンケート調査の主な回答結果(森林に期待される役割関連)

それぞれのアンケート調査結果のうち、森林に期待される役割に関連する主な回答結果は以下のとおりです。

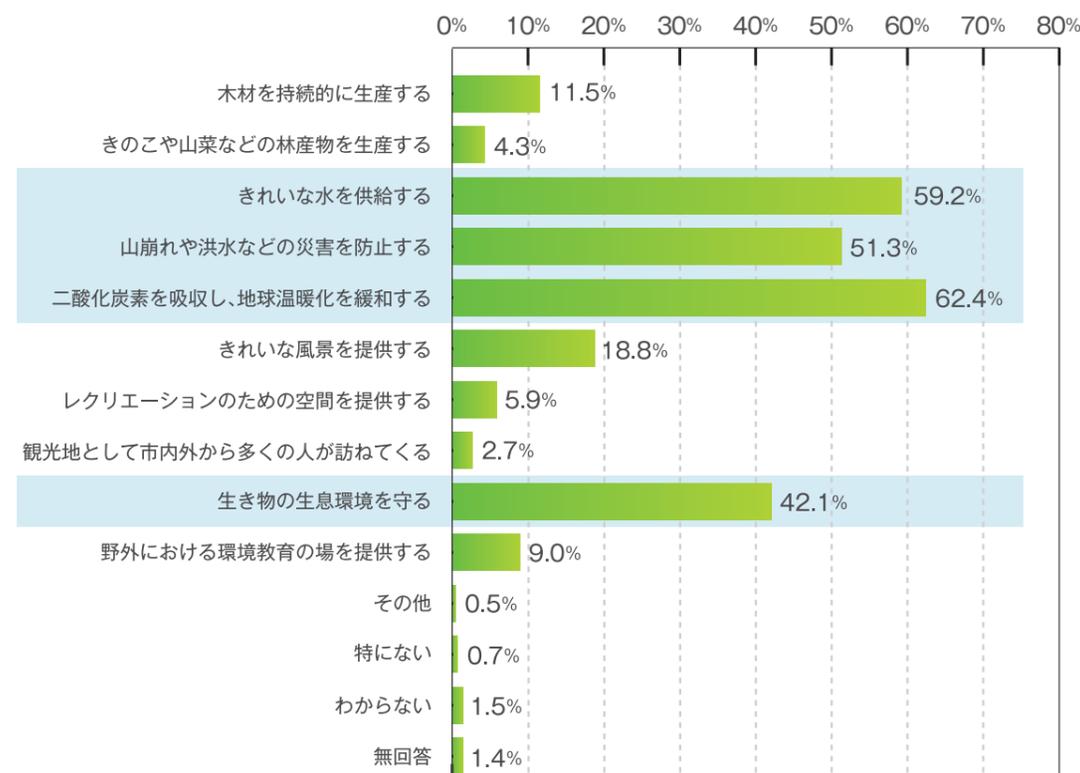
1) 平成22年度 市政に関する世論調査

(a) 森林が持つ役割として、特に重要だと思う事

(回答は3つまで)

重要だと思う森林の役割については、「二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を緩和する(62.4%)」が最も多く、次いで「きれいな水を供給する(59.2%)」「山崩れや洪水などの災害を防止する(51.3%)」の順となりました。

Q. 森林が持つ役割として、特に重要だと思う事 [MA]≤3(N=1,619)



※23 アンケート調査の実施方法についてはP34を参照。

2) 平成22年度 市政モニターアンケート

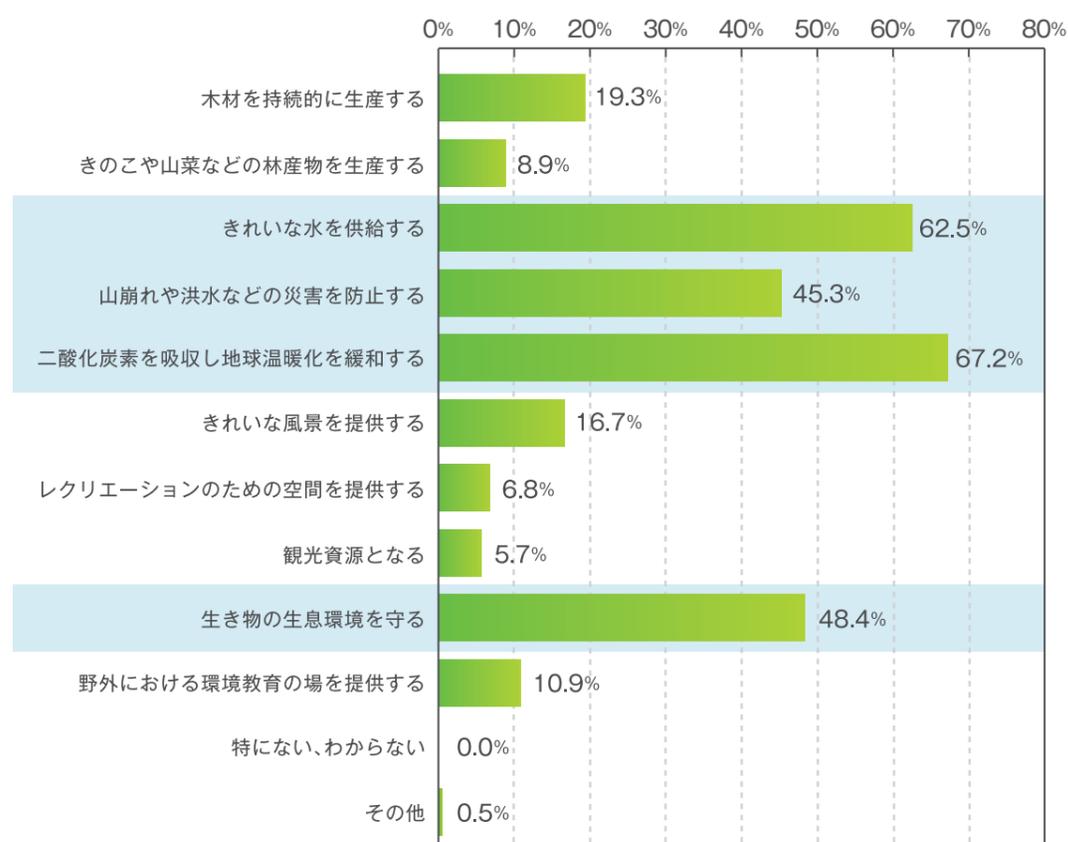
(a) 森林が持つ役割として、特に重要だと思う事：あなたご自身にとって

(回答は3つまで)

回答者自身にとって特に重要だと思う森林の役割については、「二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を緩和する(67.2%)」が最も多く、次いで「きれいな水を供給する(62.5%)」「生きものの生息環境を守る(48.4%)」「山崩れや洪水などの災害を防止する(45.3%)」の順となりました。

Q. 森林には多くの役割があるといわれています。その中で、あなたご自身にとっては、どの役割が特に重要だと思いますか。

[MA]≤3(N=192)



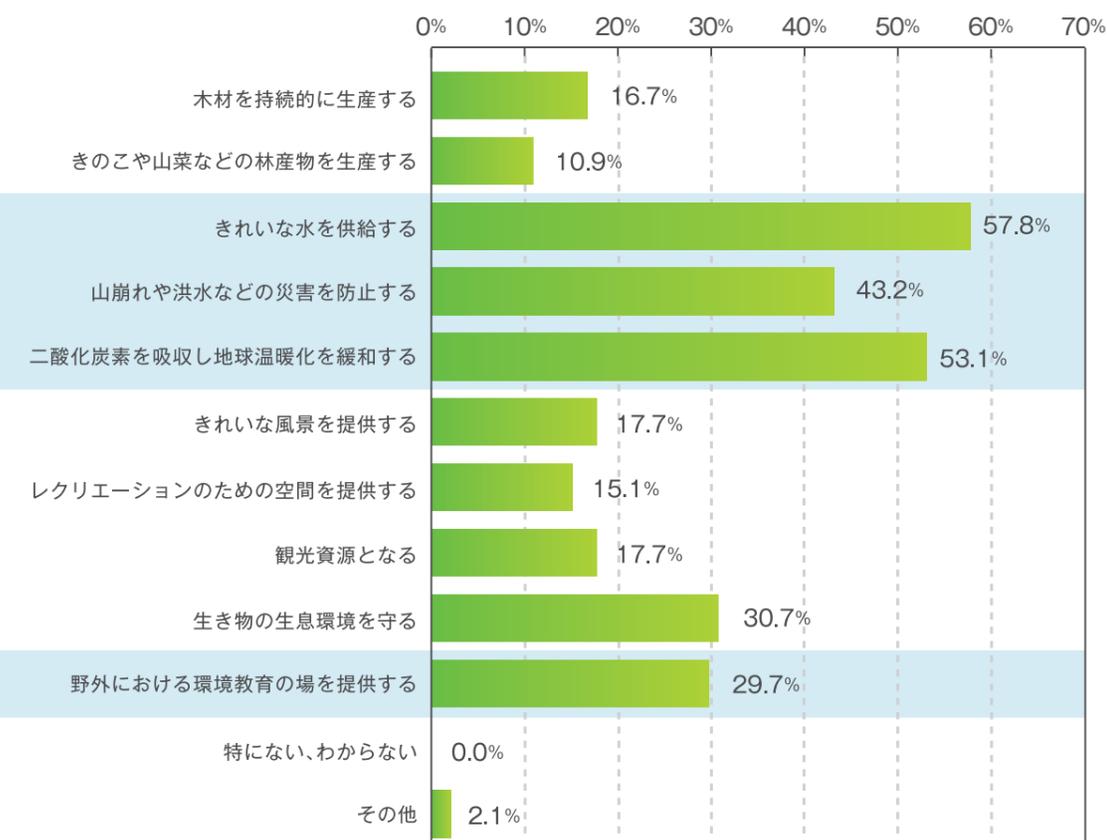
(b) 森林が持つ役割として、特に重要だと思う事：相模原市民全体にとって

(回答は3つまで)

一方、相模原市民全体にとって特に重要だと思う森林の役割については、「きれいな水を供給する(57.8%)」が最も多く、次いで「二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を緩和する(53.1%)」「山崩れや洪水などの災害を防止する(43.2%)」の順となりました。

回答者自身にとって重要な役割に関する質問よりも回答割合が高くなったのは、「きのこや山菜などの林産物を生産する」「きれいな風景を提供する」「レクリエーションのための空間を提供する」「観光資源となる」「野外における環境教育の場を提供する」の5つでした。中でも、「野外における環境教育の場を提供する」「観光資源となる」の2つの役割については10ポイント以上高くなりました。

Q. 相模原市民全体にとっては、森林のどの役割が特に重要だと思いますか。 [MA]≤3(N=192)



(c) 主な自由回答

相模原市の森林に期待される役割については、「木材・森林資源の利活用」、「森林ボランティア・環境教育への利用」、「身近な住環境の保全(街と自然との共生)」などの回答が得られました。

また関連する課題としては、「森林整備(間伐)の推進」、「名産品の創出」、「森林・林業に関するPRや情報発信」などの回答が得られました。

分類	意見
森林整備の推進	放置林を間伐し、整備する必要があると思います。ただ森林を残すのではなく、きちんと手入れして残すべきだと思います。
木材・森林資源の利活用	木材の利用にて、販売や加工品で、家具、オモチャ、炭など購入できる場所があれば、購入したいと思います。そのような情報を得られる事の情報が欲しいです。情報を得る方法がわからないので。
	相模大野にすんでいると、林業への意識が殆どなく、そういえば、津久井、藤野あたりは森林だったと思ひ、産業として成り立っていきけるように、支援を行政でして欲しい。相模原は名産が少ない気がします。名産品製作を目指して下さい。
森林ボランティア・環境教育・市民参加	最近ボランティア活動に興味を持つ人も多いので、森林地帯のゴミ拾いや植林活動を募り、市民に参加させることで市民の森林への関心を育てていくことが大事だと思う。市民に限らず、里山への関心も強いので、日帰りで気軽に里山体験できるような施策が必要だと思う。市外からの来訪は経済への影響もあり、相模原市の価値を高めると思う。森林の情報提供や、林業・木材を使った製造業促進もわかるが、森林教育が薄い中での活動よりも、森林教育を高めるほうが将来的にも効果的だと思う。
	普段、木工品や紙製品などを購入するときに、どこかの産地の木材を使っているかは気にしていなかったが、それが津久井産木材だとわかれば積極的に購入してみたいと思いました。(今回アンケートをしてみて)子供達の学校での森林教育、環境活動、レクリエーションはとても良いと思います。今後も盛んに行い、子供の頃から森林への意識を深めていって欲しいと思います。
身近な住環境の保全	シカやイノシシを保護してあげてほしいです。相模原に引っ越してきて3年ですが、昔は上溝にタヌキがいたとか…今は跡形もありません。鳥のさえずりは今も美しいですが、木々もどんどん切られていっているようです。近所の林が駐車場になった数日後、小鳥が1羽ですが道端で死んでいるのを見て、残念に思いました。相模原はこれからもっと人口が増えると思いますが、他の街には無い自然との共存のかたちを見つけていけたら素晴らしいだろうと思います。
PR・情報提供	市内の森林に関する情報提供の活発化を強く希望。例えば、市内森林地区のレクリエーション、観光資源、生態系・植生、環境保全・レクリエーション団体(参加方法)…などの情報。今回のアンケートを考えるにあたって、市内(とくに津久井地区)の自然資源に対する知識が極めて乏しいことを再認識。大多数の隣人も小生と大同小異。情報提供活動をより活発化して、市内の森林の素晴らしさや課題を周知徹底することが最重要。市民が知ることで、アンケート内の課題解決へのアイデアも自然と集まってくるものと期待できよう。
	相模原の森林では何の木が生産されていて、どのように利用されているのか等、森林、林業に関するPRや情報を発信して欲しい。個人的な勉強不足かもしれないが、相模原の林業(特産品等)の現状が良くわからない。
その他	相模原市の都市部に居住しているため、森林のイメージが全くなかったため、もっと色々知りたかったです。
	花粉症対策として無花粉スギの植林に期待を寄せている。広報誌に随時掲載して欲しい。無花粉スギ植林の効果や費用。

5. 国や県の取り組み

(1) 国の取り組み

森林から木材などの林産物を生産する産業である林業は、その生産活動を通じて森林を健全な状態に整備し、森林の多面的機能を引き出します。特に人工林においては、環境的視点からみても、林業の生産活動を通じた適切な管理活動が必要とされます。このように、林業の振興は、森林環境の保全の観点からみても望ましいことといえます。その一方で、わが国の林業は採算面で厳しい経営環境が続いており、林業生産性の向上や低コスト化の実現が課題とされてきました。

このような背景から、農林水産省では、わが国の森林・林業の再生を目指す指針となる「森林・林業再生プラン」を策定(平成21年12月)しました。「森林・林業再生プラン」は、「森林の有する多面的機能の持続的発揮」、「林業・木材産業の地域資源創造型産業※24への再生」、「木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献」を基本理念として、10年後には木材自給率を50%以上に向上させることを目指しています。また、「森林・林業再生プラン」を具現化していくため、新たな制度設計(森林計画制度の見直し等)、林業の生産活動を適切に行う仕組みづくり(伐採ルール等の明確化、森林施業の集約化※25の促進等)、効率的林業生産のためのインフラ整備(作業道等の林内路網の整備、高性能林業機械※26の普及等)、人材の育成(林業事業者の経営力強化、技術・経営の専門家や技能者の育成等)に取り組んでいます。

さらに、木材の利用面では、地域産木材を活用する動きが活発化していることを受け、従来の住宅分野への国産材活用促進に加え、庁舎や学校・図書館等の公共建築物の木造化を促進する「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月に施行されています。

このように、国では、生産と利用の両面から林業・木材産業の活性化を進めることで適切な森林管理を進め、森林の多面的機能を持続的に発揮させようとしています。

(2) 県の取り組み

神奈川県では近年荒廃しつつある水源地域の森林を、健全で活力ある状態に保ち、「豊かでおいしい水」を安定的に確保するため、平成9年度から「水源の森林づくり事業」を実施しています。当事業では、森林所有者が行なう施業に対し補助を行う『協力協約』や、森林所有者と協定を結び県が森林の手入れを行う『水源協定林』など所有者の要望に応じた複数のメニューにより、「水源の森林づくり」対象エリア内※27の森林について、枝打ちや間伐といった、森林整備を進めています。

続いて、平成17年11月には「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を策定し、平成19年以降の20年間に取組む水源環境保全・再生施策の取組方向、施策の体系、施策分野ごとの目指すべき20年後の将来像及び施策を推進するための新しい仕組みについて基本指針として明らかにしました。そして、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱 実行5ヵ年計画」により、施策の具体化を進めています。

また、平成18年度には、森林に関する施策、計画、提言等で示されたものを取りまとめ、水源の森林エリアだけでなく、県内の森林全体についての再生の方向と50年後のめざす姿を示した「未来につなぐ森林づくり—かながわ森林再生50年構想—」を策定しました。ここでは「広葉樹林の再生」「人工林から混交林への転換」「人工林の再生」などの方針に基づき、県内の森林再生に向けた取組みを進めています。

相模原市の森林面積のうち、約93%が水源の森林エリアであることから、このような神奈川県の推進する森林施策と協調し、森林づくりを進めていくことが重要となります。

※24 木材を、建築用材等の素材からエネルギーまで多段階に利用することにより、化石資源の使用削減と低炭素社会の実現に貢献することができます。「森林・林業再生プラン」では、林業・木材産業をこのような産業として位置づけ活性化しようとしています。
 ※25 日本の森林は小面積に区分所有されており、小面積で地理的に分散した森林を対象として作業を行わざるを得ないことが林業の効率化を阻む一因となっています。そのため、森林組合等が中心となって森林所有者の意見を取りまとめ、まとまった面積の森林を対象として作業を効率化しようとする取組が行われています。
 ※26 木の伐倒、枝払い、造材(丸太を必要な長さ切る)、運搬などの作業を安全で効率的に行うための林業専門の機械(重機等)のことをいいます。代表的な高性能林業機械に、ハーベスタ(伐倒)、プロセッサ(造材)、フォワーダ(運搬)などがあります。
 ※27 水源の森林づくりの対象エリアとして神奈川県が定めるエリア。城山ダム、宮ヶ瀬ダム及び三保ダムの上流を中心とした約61,600ha(県全体)を対象エリアとして、その中の私有林に対して公的・管理・支援を行うことにより公益的機能の高い森林づくりを目指す。

6. ビジョン策定の経緯

(1) ビジョン策定の経過

年月日	項目	内容
H21.11.27	第4回 津久井産木材の利活用に関する意見交換会	●(仮称)森林ビジョンを視野に入れた将来像の検討
H21.12.21~24	市内人工林の現況調査	●津久井周辺、藤野周辺、津久井湖周辺の人工林の現況把握
H22.1.22	第5回 津久井産木材の利活用に関する意見交換会	●林業者・製材加工業者・住宅施工者による市内産材利用の検討
H22.2.4~24	市民活動団体へのヒアリング	●活動の目的・内容、市内の森林や関連施策に対する課題や希望等のヒアリング (対象:NPO法人 ふじの森のがるでんセンター、NPO法人 緑のダム北相模、小松・城北里山をまもる会、NPO法人 自遊クラブ、NPO法人 相模原こもれび)
H22.3.11	第6回 津久井産木材の利活用に関する意見交換会	●津久井産木材が有効に利活用されるための全体的な検討
H22.4.20	津久井産木材利活用検討会議	●森林現況基礎調査結果 市長報告
H22.4.20	第7回 津久井産木材の利活用に関する意見交換会	●これまでの実施内容の説明と意見交換 ●平成22年度(仮称)森林・林業ビジョン策定委員会 委員の選任
H22.4.23	関係課長会議	●ビジョンの目標、策定委員会の設置、スケジュール
H22.4.26	事務事業調整会議	●ビジョンの目標、策定委員会の設置、スケジュール
H22.5.26~6.15	平成22年度 市政に関する世論調査	●森林・林業とのかかわり、期待等についての世論調査
H22.5.6	局経営会議	●ビジョンの目標、策定委員会の設置、スケジュール
H22.5.7	(仮称)相模原市森林ビジョン策定委員会公募委員選考委員会	●策定委員会の市民公募委員を選考
H22.5.17	第1回(仮称)相模原市森林ビジョン策定委員会作業部会	●各課所管の計画及び事業の展開に伴う森林施策の要望についての検討
H22.5.24	第1回(仮称)相模原市森林ビジョン策定委員会	●H21森林現況基礎調査結果の説明と意見交換 ●ビジョンとして見据える期間の検討 ●それぞれの委員の立場から感じている森林の課題についての検討
H22.6.23~7.7	市政モニターアンケート調査	●「相模原の森林・林業とあなたとのかかわりについて」のアンケート
H22.7.28	第2回(仮称)相模原市森林ビジョン策定委員会・現地視察	●ビジョンにおける検討項目についての検討
H22.8.19	財産区代表者会議(藤野地区)	●(仮称)森林ビジョンに対する要望等に関する意見交換
H22.8.28	第1回(仮称)相模原市森林ビジョン学識経験者会議	●ビジョンの方針の検討
H22.9.1	第2回(仮称)相模原市森林ビジョン策定委員会作業部会	
H22.9.14	財産区説明会(城山地区)	●森林ビジョン骨子案に対する要望等に関する意見交換
H22.9.16	第3回(仮称)相模原市森林ビジョン策定委員会	●森林ビジョン骨子案についての検討
H22.10.19	第4回(仮称)相模原市森林ビジョン策定委員会	●森林ビジョン骨子案についての検討
H22.10.21	財産区代表者会議(津久井地区)	●森林ビジョン骨子案に対する要望等に関する意見交換
H22.11.8	第5回(仮称)相模原市森林ビジョン策定委員会	●森林ビジョン素案についての検討
H22.11.12	第1回(仮称)相模原市森林ビジョン策定委員会検討部会(兼関係課長会議)	
H22.11.16	事務事業調整会議	
H22.11.17	局経営会議	
H22.12.3	12月議会 環境経済委員会部会	●森林ビジョン素案の説明

年月日	項目	内容
H22.12.5	潤水都市さがみはら 森林フォーラム	●相模原市名誉観光親善大使 片山右京氏による講演 ●森林ビジョン素案の紹介 ●事業者・NPO・有識者・行政を交えた森林活用パネルディスカッション
H22.12.15~ H23.1.19	パブリックコメント募集	●相模原市ホームページにてビジョン素案を公開し、意見を募集 ●意見提出者は9人、意見数は41件 ●寄せられた意見およびそれに対する市の考え方は、相模原市ホームページ等にて公開

(2) ビジョン策定委員会名簿

<委員>

区分	氏名	所属団体等
学識経験者	土屋 俊幸 (委員長)	東京農工大学 大学院 農学研究院 教授
	安村 直樹 (副委員長)	東京大学 大学院 農学生命科学研究科 講師
	石崎 涼子	独立行政法人 森林総合研究所 林業経営・政策研究領域 林業システム研究室
林業者等代表	佐藤 好延	有限会社 サトウ草木
	尾崎 俊晴	尾崎製材所
	井上 行成	有限会社 井上製材所
森林組合代表	鈴木 史比古	津久井郡森林組合 専務理事
財産区代表	守屋 好雄	津久井町財産区代表者会議 会長
公募委員	倉橋 満知子	市内在住
	安居 滋	市内在住
	山本 秀正	市内在住

<オブザーバー>

氏名	所属団体等
山中 慶久	神奈川県県央地域県政総合センター 農政部 森林保全課長
内田 一朗	神奈川県県央地域県政総合センター 水源の森林部 水源の森林推進課長

(3)ビジョン策定委員会設置要綱

(仮称)相模原市森林ビジョン策定委員会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、(仮称)相模原市森林ビジョン策定委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) (仮称)相模原市森林ビジョン(以下「ビジョン」という。)の内容に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、ビジョンの策定に関して必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の構成は、別表第1のとおりとし、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から当該日の属する年度末までとし、再任を妨げない。
2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学識経験者のうちから、副委員長は委員のうちから委員の互選により定める。
2 委員長は、委員会を統括し、委員会の議長となる。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。
2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席又は資料の提出を依頼することができる。

(組織)

第7条 委員会は、次に掲げる部会を設ける。
(1) 検討部会
(2) 作業部会
2 前項に規定する部会の構成員は、別表第2及び別表第3に掲げる組織の担当者とする。

(検討部会)

第8条 検討部会は、委員会に付議する事案の検討を行う。
2 検討部会は、別表第2に掲げる者のうちから、事案に応じて部会長が部員を指名し、召集し、部会長が議長となる。
3 部会長は、必要があると認めるときは、部員以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第9条 作業部会は、次に掲げる事案の検討を行う。
(1) ビジョンの上位・関係計画との調整に関すること。
(2) ビジョンの基本事項の検討に関すること。
(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。
2 作業部会は、別表に掲げる者のうちから、事案に応じて部会長が部員を指名し、召集し、部会長が議長となる。
3 部会長は、必要があると認めるときは、部員以外の者の出席を求めることができる。

(傍聴の取扱い)

第10条 委員会の傍聴については、相模原市審議会等公開基準(平成10年10月15日施行)に定めるところによる。

(会議録)

第11条 委員会の会議録は、議事の概要を記録することによって作成する。

(会議録の公開)

第12条 委員会の会議録は、相模原市行政資料コーナーに備え置き、閲覧に供するものとする。

(庶務)

第13条 委員会及び部会に関する庶務は、経済部津久井経済観光課が行う。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初の委員会の会議は市長が招集する。

別表第1(第3条関係)

構成員及び人員	
学識経験者	3名
公募委員	3名
森林組合代表者	1名
林業者代表者	1名
製材業者代表者	1名
建設業者代表者	1名
財産区代表者	1名

別表第2(第5条関係)

構成員
経済部長
企画政策課長
産業・雇用政策課長
商業観光課長
農政課長
津久井経済観光課長
城山経済観光課長
相模湖経済観光課長
藤野経済観光課長
環境政策課長
水みどり環境課長
廃棄物政策課長
都市計画課長
緑区役所 地域政策課長

別表第3(第5条関係)

部署
企画政策課
産業・雇用政策課
商業観光課
農政課
津久井経済観光課
城山経済観光課
相模湖経済観光課
藤野経済観光課
環境政策課
水みどり環境課
廃棄物政策課
都市計画課
城山まちづくりセンター
津久井まちづくりセンター
相模湖まちづくりセンター
藤野まちづくりセンター

(4) 市民参加について

①フォーラムの開催

森林・林業関係者の生の声を聞き、森林との関わりを考えるきっかけづくりとして、また、策定中の「さがみはら森林ビジョン」の紹介・意見募集の機会として、「考えよう!市民と森林の『これから』」をテーマに、森林フォーラムを開催しました。フォーラムには森林・林業関係者だけでなく、子どもから大人まで幅広い市民約350人が参加し、これからの相模原市の森林と市民の関わりを身近に考える良い機会となりました。


 考えよう! 市民と森林の『これから』

①開催日時：平成22年12月5日 13時30分～16時30分

②場 所：津久井中央公民館

③主 催：相模原市

④来場者数：約350人

⑤実施内容：1) ゲスト講演：片山右京氏
相模原市名誉観光親善大使、元F1ドライバー、登山家、自転車競技者
「子どものころの山の体験から」

2) 相模原市の森林について：尾崎 仁 相模原市 環境経済局長

3) 森林活用パネルディスカッション

- テーマ：「市民と森林のこれからのかわりとは？」
- コーディネーター：土屋俊幸氏 東京農工大学 教授
- パネラー：佐藤喜美蔵氏 津久井郡森林組合 組合長
石村 黄仁氏 NPO法人 緑のダム北相模 代表理事
佐藤 好延氏 (有)サトウ草木 代表取締役
栗林 一郎氏 (株)相模原木材センター 代表取締役
尾崎 仁 相模原市 環境経済局長

4) 市内の木材業者や市民活動団体の取組紹介展示
北都留森林組合、津久井郡森林組合、(有)サトウ草木、(株)市川屋、(株)相模原木材センター、桂川・相模川流域協議会、NPO法人 緑のダム北相模、NPO法人 自遊クラブ、(株)プリシード、(財)相模原市みどりの協会

5) 木工体験
NPO法人 自遊クラブ、(有)サトウ草木、北都留森林組合

もり 考えよう！市民と森林の『これから』



ゲスト講演



相模原市の森林について



森林活用パネルディスカッション



会場の様子



取組紹介展示



木工体験

②アンケート調査の実施

1) 市政に関する世論調査の実施

ビジョンの策定にあたって、森林の利活用や林業の活性化などに対する市民の意識や意向等を把握するため、市政に関する世論調査を実施しました。

- ①実施期間：平成22年5月～6月
- ②調査対象：市内在住の20歳以上の男女(3,000人 住民基本台帳及び外国人登録原票からの等間隔系統抽出)
- ③調査方法：郵送で調査票を送付(はがき督促を1回)
- ④有効回収数：1,619人(回収率:54%)

2) 市政モニターアンケート調査の実施

市政に関する世論調査の結果を受け、森林の利活用や林業の活性化などに対する市民の意見や要望等をより詳しく把握し、ビジョンに反映するため、市政モニターアンケート調査を実施しました。

- ①実施期間：平成22年6月～7月
- ②調査対象：市政モニター(200人)
- ③調査方法：電子メール、郵送で調査票を送付。
- ④有効回収数：192人(回収率:96%)

3) パブリックコメントの実施

「さがみはら森林ビジョン素案」に対して、市民の方々からのご意見を反映することを目的にパブリックコメントを募集しました。市民の方々よりいただいた意見や提言等に対する市の考え方等については、市ホームページへの掲載や行政資料コーナー、まちづくりセンター等での閲覧により公表しました。

- ①募集期間：平成22年12月15日～平成23年1月19日
- ②募集の周知：1)市ホームページ
2)広報さがみはら(12月15日号)
- ③配布場所：津久井経済観光課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター・出張所・公民館・図書館
- ④募集方法：直接持参、郵送、ファックス、電子メール
- ⑤意見提出状況：9人(41件)
 - 素案全体に対する意見に関すること(4件)
 - 相模原市の目指す森林の将来像に関すること(1件)
 - 基本方針と基本施策に関すること(36件)
- ⑥結果の公表：1)市ホームページへの掲載
2)津久井経済観光課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター・出張所・公民館・図書館での閲覧